

転入継続

介護保険 要介護度継続 申請書

(あて先) 紀北広域連合長

次のとおり(紀北町・尾鷲市)への転入に伴い、要介護度の継続を申請します。

※太わくの中をご記入ください。

		申請年月日	令和	年	月	日
被 保 険 者	フリガナ					
	氏名					
	住所	〒				
		(電話番号)				
	生年月日	年 月 日				

申請者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人…下記の代理人欄にご記入下さい。
-----	---

代 理 人	代理人氏名	
	被保険者との関係	
	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 同居親族 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> その他()	
	代理人住所	〒
		(電話番号)

現在、転入前の市町村で介護認定の申請中です。

<紀北広域連合確認欄>

チェックリスト	受付印
<input type="checkbox"/> 申請者の本人確認	
<input type="checkbox"/> 住所地特例施設以外への転入	
<input type="checkbox"/> (お持ちの方のみ) 転入前住所地での『受給資格証明書』もしくは『介護保険証』	

転入前住所からの要介護度の継続について

○転入前の自治体で受けた介護保険認定結果は、転出先である紀北広域連合においても継続がする事ができます（期間6か月間）。

介護度の継続を希望される方は、尾鷲市役所・紀北町役場で転入の手続きを行われた後、同封しております『要介護度継続申請書』と、下記添付書類の方を紀北広域連合へのご提出ください。

紀北広域連合で申請書を受領後、結果の方を被保険者証と共に発送いたします。

なお、上記の被保険者証や受給資格証明書がない場合、予め紀北広域連合へと連絡をお願いいたします。

●要介護度の転入継続を希望する場合に必要な提出書類

- ① 『要介護度継続申請書』（本通知に同封）
- ② 『紀北広域連合介護保険被保険者証』
（本通知に同封しているピンク色の証書）
- ③ （お持ちの方のみ）
転入前の自治体で発行された『介護保険被保険者証』、『受給資格証明書』